栃木県有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」(以下「県指針」という。)に基づき、栃木県内(ただし、宇都宮市を除く。以下同じ。)に設置・運営しようとする有料老人ホームについての設置手続等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29 条第1項に規定する施設で県指針別表に掲げる有料老人ホームの類型のいずれかに 該当するものをいう。
 - (2) 設置予定者 栃木県内において有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
 - (3) 設置者 栃木県内において有料老人ホームを設置及び運営している者をいう。 (設置予定者等の責務)
- 第3条 設置予定者及び設置者は、この要綱及び県指針の規定を遵守しなければならない。 第2章 事前協議

(事前協議)

- 第4条 設置予定者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請前(これらの許可を要しない場合については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認の申請前)に、事前協議を栃木県知事(以下「知事」という。)に対して行わなければならない。
- 2 設置予定者は、「有料老人ホーム設置計画事前協議書」(別記様式第4号。以下「協議書」という。)により、あらかじめ設置計画を知事に提出しなければならない。この場合において、協議書は、正副2通を提出するものとする。
- 3 知事は、協議書を受理したときは、その副本を設置予定地の市町長に送付し、「有料 老人ホーム設置意見書」(別記様式第2号)により、当該施設の設置についての意見を 求めるものとする。
- 4 知事は、協議書の内容を審査し、前項の市町長の意見を考慮した結果、当該協議に係

る施設の設置計画が県指針及びこの要綱の規定に適合していると認められたときは、設置予定者に対して「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」(別記様式第6号。以下「協議済書」という。)を交付するものとする。

5 設置予定者は、協議済書を受領した後に、開発許可、建築許可、農地転用許可、建築 確認申請等を行うものとする。

(関係機関との事前協議)

第5条 設置予定者は、第4条による協議書の提出までに設置予定地の市町、開発許可、 建築許可、建築確認等の関係機関と十分協議を行わなければならない。

第3章 届出等

(届出等)

- 第6条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後、速やかに「有料老人ホーム設置届」(老人福祉法施行細則(平成5年栃木県規則第35号。以下「法施行細則」という。)別記様式第24号)により、法第29条第1項に定める届出を行わなければならない。
- 2 設置予定者は、前項に定める届出が知事に受理された後でなければ入居者の募集を開始してはならない。

(建設工事の開始)

- 第7条 設置予定者は、相当数の入居者が見込まれ、前払金の返還債務について銀行保証 等が付された後でなければ、建設工事を開始してはならない。
- 2 設置予定者は、建設工事の開始に当たっては、あらかじめ、「有料老人ホーム建設工事開始届」(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(事業開始報告)

第8条 設置予定者は、有料老人ホームの建設が完了し運営を開始するときは、直ちに「有料老人ホーム事業開始報告書」(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

第4章 設置後の状況報告

(届出事項の変更)

- 第9条 設置予定者及び設置者は、第6条第1項の届出の内容に変更が生じたときは、速 やかに「有料老人ホーム事業変更届」(法施行細則別記様式第25号)を知事に提出しな ければならない。
- 2 前項のうち定員の増加を伴う事業変更を行おうとする場合にあっては、第4条の規定 に基づく事前協議を行わなければならない。

(開設後の報告等)

- 第10条 設置者は、毎年8月31日までに、次の各号に定める事項について毎年7月1日現在の状況を当該各号に定める様式により知事に報告しなければならない。
 - (1) 有料老人ホームの経営状況等 有料老人ホーム経営状況等報告書(別記様式第9号)
 - (2) 有料老人ホームの施設等に関する現況等 有料老人ホーム施設等現況報告書(別記様式第10号)
- 2 知事は、前項の規定により報告された事項のうち、有料老人ホーム重要事項説明書について、インターネットを利用して公表するものとする。
- 3 設置者は、少なくとも3年ごとに有料老人ホームに係る事業収支計画を見直すこととし、その結果財務諸表との乖離が生ずる場合には、その原因、対処方針等を知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告は第1項第1号の「有料老人ホーム経営状況等報告書」(別記様式第9号)により行うものとする。

第5章 勧告等

(勧告等)

第11条 知事は、この要綱及び県指針に定める手続等に反して設置及び運営される有料老人ホームについては、当該有料老人ホームの設置者等に対して必要な措置を採るよう勧告するとともに、設置者等が勧告に従わないときは、聴聞の機会を設けた後、その旨を公表することができる。

(改善命令)

第12条 知事は、法第29条第13項の改善命令を行う場合には、前条の勧告に対する設置者 の措置状況、設置者による行為の悪質性、入居者保護の緊急性等を踏まえ、速やかに改 善命令を発出するものとする。

(事業停止命令)

第13条 知事は、法第29条第14項に基づく事業の制限又は停止命令を行う場合には、第1 1条に基づく勧告等の指導又は法第29条第13項に基づく改善命令に対する措置状況を 踏まえ、速やかに事業の制限又は停止命令を発出するものとする。

附則

1 この要綱は、平成4年11月24日から施行し、平成4年度における事前の届出及び協議から適用するものとする。

2 この要綱の施行日前から設置及び運営されている有料老人ホームにあっては、この要 綱並びに指針又は介護専用型指針に適合するための措置が採られなければならないもの とする。

附則

- 1 この要綱は平成16年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に改正前の要綱第4条、第6条、第7条又は第8条に基づく届出 等を行っている設置予定者又は設置者については、それぞれ改正後の第5条、第6条、 第8条又は第9条に基づく書類の提出があったものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の平成24年3月31日までに「有料老人ホーム設置計画事前申出書」(別記様式第1)又は「有料老人ホーム設置計画事前協議書」(別記様式第4)を提出し、事前協議等を開始している設置予定者にあっては、従前の例による。

附則

この要綱は、平成30 (2018) 年7月1日から施行する。